

秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの改正について

1 改正理由

- ・工事の品質を確保し、更なる担い手確保対策として有効な総合評価落札方式を工事特性に応じた適切な評価タイプを選定できるよう基準を見直し、より適切に評価するため、評価項目を改正する。

- ・「施工計画型」について評価基準及び基準配点を定型化する。

2 改正内容

- ・施工計画型の評価基準、実績等評価項目については、別紙 1 による

3 適用期日

令和 6 年 1 0 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引きの改正内容一覧

(別紙1)

■技術提案等を求める評価タイプの基準見直しについて

No	改正項目	改正内容	
1	工事品質を確保し、担い手確保対策としても有効な総合評価落札方式の運用により、施工実績の少ない企業の受注機会拡大を図るため、工事特性に応じた適切な評価タイプを選定する基準に見直しを行う。 (運用の手引き P1～P12)	●「施工計画型」「技術提案型」について、予定価格(金額)・工種に応じて、適用する評価タイプを選定する「定量的」な基準に見直し ●「施工計画型」について、受注者に求める技術的工夫の内容や評価基準、基準配点を定型化。 簡易な施工計画に係る様式の見直しと、その技術資料作成に要する期間を見直し緩和による負担軽減	<評価タイプ> ・<u>企業実績評価型</u>： 請負対応額が4千万円以上の工事 ・<u>施工計画型</u>： 請負対応額が2億円以上の工事で、技術的難易度が高い工事 ・<u>技術提案型</u>： 請負対応額が5億円以上の工事

■実績等評価項目について

1/2

No	改正項目	改正内容	改正後評価基準・配点
1	総合評価型式の名称変更	○評価方法を適切に反映した評価タイプの名称に変更	・「簡易型」→「企業実績評価型」
2	【新規】 7. 企業の特定工事の受注実績 (運用の手引き P38)	○不調・不落が懸念される特定工事(災害復旧工事)の実績に応じた評価項目を追加	a. 受注実績が3件以上：2.0点 b. 受注実績が1件～3件未満：1.0点 c. 上記以外：0.0点 ※R5.4.1～技術資料提出期限日までの期間内に、契約した工事が対象
3	【廃止】 企業の労働環境に関する姿勢	○時間外労働の上限規制が開始されることに伴い、評価項目を廃止	
4	1. 企業の同種工事の施工実績 (運用の手引き P24～25) 18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績 (運用の手引き P58～59)	○評価対象期間を明確化 「直前15カ年度及び技術資料提出期限日まで」 ↓ 「平成21年4月1日～技術資料提出期限日まで」	・改正なし
5	2. 企業の同格付工種における工事成績評定点(平均点) (運用の手引き P26)	○評価対象期間を明確化 「過去1年間」 R5.7月～R6.6月→R4年度の工事成績評定点を評価 R6.7月～R7.6月→R5年度の工事成績評定点を評価 ↓ 「令和5年度の工事成績評定点の平均点」	・改正なし
6	3. (Ⅰ)企業の優良工事表彰 3. (Ⅱ)企業の優良工事表彰 (運用の手引き P27、P28)	○評価対象期間を明確化 「直前2カ年度及び技術資料提出期限日まで」 ↓ 「令和4年4月1日～技術資料提出期限日まで」	・改正なし
7	4. 企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組 (運用の手引き P29～33)	○「企業の適切な就労環境への取組」に評価項目を改める ○「企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表」を評価内容に追加	・パートナーシップ構築宣言の公表 a. 公表有り 0.5点 b. 公表無し 0.0点 ・CCUSの登録・活用は改正なし

No	改正項目	改正内容	改正後評価基準・配点
8	6. 災害協定に基づく活動実績 (運用の手引き P37)	○評価対象期間を明確化 「直前5カ年度及び技術資料提出期限日まで」 ↓ 「平成31年4月1日～技術資料提出期限日まで」	・ 改正なし
	15. 公共土木施設の維持管理業務の実績 (運用の手引き P54)		
	19. 配置予定技術者の工事成績 評定点(最高点) (運用の手引き P60～61)		
9	8. 企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組 (運用の手引き P39～42)	○「新卒者又は離職者の雇用実績」の評価対象期間を明確化 「直前1カ年度及び技術資料提出期限日まで」 ↓ 「令和5年4月1日～技術資料提出期限日まで」	改正なし
		○ワークライフバランス企業認定等の取得の評価項目から「ベビーウェーブ・アクション会長表彰」の受賞実績を対象外とする。	
		○疫病等による影響を考慮し、当面の扱いとしていた証明書の証明対象期間を2年から1年に変更 ○「職業体験等の実施」の評価対象期間を明確化 「直前2カ年度及び技術資料提出期限日まで」 ↓ 「令和5年4月1日～技術資料提出期限日まで」	
10	10. 企業の賃金水準の向上に向けた取組 (運用の手引き P45～48)	○評価対象を、令和3年と令和4年、令和4年と令和5年、令和5年と令和6年のいずれかの給与等支払額を比較した増加率とする。	・ 改正なし
11	16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止 (運用の手引き P55)	○評価対象期間を明確化する。 直前1カ年度及び技術資料提出期限日まで ↓ <u>技術資料提出期限日が令和6年度(R6. 4. 1～R7. 3. 31)の業務</u> 令和5年4月1日～技術資料提出期限日までの期間内に通知された措置 <u>技術資料提出期限日が令和7年度(R7. 4. 1～R8. 3. 31)の業務</u> 令和6年4月1日～技術資料提出期限日までの期間内に通知された措置	・ 改正なし
12	18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績 (運用の手引き P58～59)	○評価内容に監理技術者補佐の実績を追加	a . 監理技術者、主任技術者、専任補助者又は現場代理人として従事した同種工事の施工実績：2.0点 b 1. 監理技術者補佐として従事した同種工事の施工実績：1.0点(追加) b 2. 監理技術者、主任技術者、専任補助者又は現場代理人として従事した類似工事の施工実績：1.0点 c . 上記以外：0.0点
13	20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組 (運用の手引き P62～63)	○疫病等による影響を考慮し、当面の扱いとしていた証明書の証明対象期間を2年から1年に変更 ○評価対象期間を明確化 「前2カ年度又は証明書発行日以前の2年間」 ↓ 「証明対象期間は「1年以内」とし、各団体の証明書における証明対象期間の末日が技術資料提出期限日から過去1年以内の評価期間に含まれるCPDの実績」	改正なし